海上保安庁

（函館海上保安部長）海上保安官　的場　幸
辞職を承認する
（総務部付）同　中村　清
函館海上保安部長に転任させる
函館港長を命ずる
（釧路海上保安部長）同　巻木　秀美
辞職を承認する
（千葉海上保安部長）同　菅原　規之
釧路海上保安部長に配置換する
一等海上保安監を命ずる
釧路港長を命ずる
千葉港長を免ずる
（銚子海上保安部長）同　高橋　章二
千葉海上保安部長に配置換する
千葉港長を命ずる
（函館海上保安部巡視船つがる業務管理官）同　野中　倫仁
銚子海上保安部長に転任させる
（第1管区海上保安本部函館航空基地長）同　四十住初男
函館海上保安部巡視船つがる業務管理官に転任させる
（第三管区海上保安本部羽田航空基地次長）同　五反田和久
第1管区海上保安本部函館航空基地長に昇任させる
二等海上保安監を命ずる
（秋田海上保安部長）同　新谷　孝二
門司海上保安部巡視船くにみ業務管理官に転任させる
秋田船川港長を免ずる
（交通部航路標識測定船つしま業務管理官）同　松尾　映正
秋田海上保安部長に転任させる
秋田船川港長を命ずる
（総務部危機管理調整官）同　早川　知樹
海洋情報部企画課測量船管理室長に配置換する
（対馬海上保安部長）同　宮崎　一巳
総務部危機管理調整官に転任させる
厳原港長を免ずる
（中城海上保安部次長）同　廣川　隆
対馬海上保安部長に昇任させる
二等海上保安監を命ずる
厳原港長を命ずる（以上十二月一日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　正木　勝彦
京都簡易裁判所判事に補する（十二月一日）

東京都

○労働委員会委員任命
松尾正洋委員は、十月三十一日辞職し、十一月一日次の者が任命された。
労働委員会委員
新　篠崎　鉄夫
辞職
旧　（労働委員会委員）中窪　裕也（十一月十五日）

新潟県

○公安委員会委員任命
小林宏一委員は、十一月十七日任期満了し、同月十八日次の者が任命された。
公安委員会委員
小林　彰

香川県

○収用委員会委員再任
川口洋子委員は、十一月八日再任された。
○収用委員会予備委員再任
山地孝士委員は、十一月八日再任された。
○公安委員会委員再任
伊賀三千廣委員は、十一月十四日再任された。

川崎市

新　旧　建設緑政局長　職員　高田　明（十一月二十五日）

広島市

新　旧　会計管理者　（環境局長）　堀内　雅晴
環境局長　職員　藤岡　賢司（以上十一月二十日）

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

山梨労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
平成22年12月6日
山梨労働局長　山口　晃
第4号中「1時間791円」を「1時間798円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第6号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
平成22年12月6日
島根労働局長　伊藤　敏明
第4号中「1時間688円」を「1時間693円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第7号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
平成22年12月6日
島根労働局長　伊藤　敏明
第4号中「1時間706円」を「1時間711円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
平成22年12月6日
長崎労働局長　黒田　正彦
第4号中「1時間774円」を「1時間783円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
平成22年12月6日
宮崎労働局長　永田　有
第4号中「1時間687円」を「1時間691円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
平成22年12月6日
宮崎労働局長　永田　有
第4号中「1時間669円」を「1時間674円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
平成22年12月6日
宮崎労働局長　永田　有
第4号中「1時間699円」を「1時間708円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
平成22年12月6日
鹿児島労働局長　今野　文平
第4号中「1時間688円」を「1時間692円」に改める。